

京都市区長等専決規程の一部を次のように改正する。

平成29年 5 月 2 日

京都市長 門 川 大 作

第1条中「担当区長」の右に「，センター長」を加え、「副室長」を「担当部長」に改める。

第2条第2項中「担当区長」の右に「，センター長」を加え、「副室長」を「担当部長」に改める。

別表区長の項第5号中「副区長」の右に「，センター長」を加える。

別表担当区長の項第5号中「担当副区長」の右に「，センター長」を加え、同項の次に次の1項を加える。

保健福祉センター長	(1) 所属部長及び所属室長の6日以内の休暇，欠勤等の承認等に関すること。 (2) 所属部長及び所属室長の4日以内の出張及び復命に関すること。 (3) 所属部長及び所属室長の2日以内の職務に専念する義務の免除に関すること。ただし，職員団体の業務によるものを除く。 (4) 所属部長及び所属室長の時間外勤務命令に関すること。
-----------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

別表福祉部長の項中第7号から第10号までを削り，第6号を第9号とし，第1号から第5号までを3号ずつ繰り下げ，同項に第1号から第3号までとして次の3号を加える。

- (1) 1件50,000円以下の収入決定に関すること。
- (2) 使用料，手数料その他諸収入の減免に関すること。
- (3) 1件500,000円以下の物品等の調達決定及び契約並びにこれらに伴う経費の支出決定に関すること。

別表福祉部長の項中「福祉部長」を「健康福祉部長」に改め，同項中第11号を第10号とし，第12号及び第13号を削る。

別表保健部長の項に次の4号を加える。

- (4) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）による障害支援区分の認定に関すること。ただし，精神障害者及び障害者総合支援法第4条第1項に規定する治療方法が確立していない疾病その

他の特殊の疾病であって政令で定めるものによる障害の程度が厚生労働大臣が定める程度である者（以下「難病患者」という。）に関するものを除く。

- (5) 障害者総合支援法による介護給付費等及び地域相談支援給付費等の支給決定、受給者証の交付及び支給決定の取消しに関する事。ただし、短期入所（児童福祉法第4条第2項に規定する障害児に関するものに限る。）並びに精神障害者及び難病患者に関するものを除く。
- (6) 障害者総合支援法による特定障害者特別給付費，特例特定障害者特別給付費，療養介護医療費及び基準該当療養介護医療費の支給決定に関する事。ただし，精神障害者及び難病患者に関するものを除く。
- (7) 障害者総合支援法による地域生活支援事業（移動支援，地域活動支援，訪問入浴サービス及び日中一時支援に関するものに限る。）に関する事。ただし，精神障害者及び難病患者に関するものを除く。

別表保健部長の項中「保健部長」を「健康福祉部障害保健福祉担当部長」に改め，同項の次に次の1項を加える。

子どもはぐくみ室長	<ul style="list-style-type: none">(1) 1件50,000円以下の収入決定に関する事。(2) 使用料，手数料その他諸収入の減免に関する事。(3) 1件500,000円以下の物品等の調達決定及び契約並びにこれらに伴う経費の支出決定に関する事。(4) 子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付の支給認定，支給認定証の交付及び支給認定の取消しに関する事。(5) 子ども・子育て支援法及び京都市保育所条例による保育費用の賦課徴収に関する事。
-----------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

別表福祉介護課長の項中「福祉介護課長」を「健康長寿推進課長」に改め，同項第6号を同項第7号とし，同項第5号中「，京都市重度心身障害者医療費支給条例及び京都市ひとり親家庭等医療費支給条例」を削り，同号を同項第6号とし，同項中第4号を第5号とし，第1号から第3号までを1号ずつ繰り下げ，同項に第1号として次の1号を加える。

- (1) 使用料，手数料その他諸収入の徴収に関する事。

別表支援課長及び支援保護課長の項中第9号及び第11号を削り，第10号を第11号とし，同項第8号中「児童扶養手当及び」を削り，「児童扶養手当受給資格調査員証」を「特別児童扶養手当受給資格調査員証」に改め，同号を同項第10号とし，同項第7号中

「児童扶養手当証書及び」及び「(児童扶養手当証書にあつては、本市の区域内における住所の変更に係るものに限る。)」を削り、同号を同項第9号とし、同項第6号中「児童扶養手当及び」を削り、同号を同項第8号とし、同項第5号を同項第6号とし、同号の次に次の1号を加える。

- (7) 京都市重度心身障害者医療費支給条例による医療費の受給資格等の認定、支給の制限及び不正利得の返還命令並びに徴収金及び不正利得の返還金の収入決定に関すること。

別表支援課長及び支援保護課長の項中「支援課長及び支援保護課長」を「障害保健福祉課長」に改め、同項中第4号を第5号とし、第1号から第3号までを1号ずつ繰り下げ、同項に第1号として次の1号を加える。

- (1) 使用料、手数料その他諸収入の徴収に関すること。

別表健康づくり推進課長の項中「健康づくり推進課長」を「子どもはぐくみ課長」に改め、同項に次の6号を加える。

- (2) 子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付の支給認定の変更にすること。
- (3) 京都市ひとり親家庭等医療費支給条例による医療費の受給資格等の認定、支給の制限及び不正利得の返還命令並びに徴収金及び不正利得の返還金の収入決定に関すること。
- (4) 児童扶養手当の認定の請求及び届出に係る事実の審査に関すること。
- (5) 児童扶養手当証書の交付及び記載事項の訂正（本市の区域内における住所の変更に係るものに限る。）に関すること。
- (6) 児童扶養手当の受給資格の有無及び額の決定に必要な事項に関する調査に関すること。ただし、児童扶養手当受給資格調査員証の交付に関することを除く。
- (7) 児童扶養手当の支給に関する処分に必要な資料及び報告の要求に関すること。

附 則

この訓令は、平成29年5月8日から施行する。

(行財政局人事部人事課)